

## 認可手数料の額の一部改正について

平成22年9月17日  
業 務 企 画 室

この度、日本消防検定協会認可手数料の額を改正することについて、総務大臣により認可されましたのでお知らせいたします。

今回の改正は、平成17年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」等を踏まえ、①個別検定の手数料を検査のきびしさに応じた3通りの額に、②OEM（委託型式）申請に係る型式試験及び型式変更試験の手数料を当該製品の種別に応じた手数料の半額としたものです。（別添参照）

また、総務大臣が定める技術上の規格の特例によるものとした個別検定の手数料についても同様に改正いたしましたのでお知らせいたします

施行日は平成22年12月1日とし、改正後の手数料（以下「新手数料」という。）の取り扱いは、下記のようにすることとしておりますので、よろしく申し上げます。

### 記

新旧手数料による申請の取り扱いについては、次のとおりとします。

- 1 新手数料は、受検日が平成22年12月1日以降となるものから適用します。
- 2 受検希望日が平成22年12月1日以降となるもので平成22年11月30日以前に個別検定申請書を提出していただくものについては、新手数料での振込票を添付していただきますが、事務処理上、受付を平成22年12月1日以降とさせていただきます。

この場合において、個別検定申請書の備考欄に朱書きで「新手数料による申請」の文字及び「該当するロットの検査のきびしさ」を併せて記載してください。